

リスク評価の対象となる種の考え方について(案)

区分	導入しようとする地域	リスク評価の対象
移入種の導入 (在来種の分布域外導入を除く)	全域	<p>タイプ1：我が国の各地域の生物多様性に対して影響を及ぼしていることが確認されている種(亜種)及びその近縁種。</p> <p>タイプ2：国外において生物多様性に対する顕著な影響が確認されている種であって、我が国の自然環境下において生存する可能性のある種(亜種)及びその近縁種。</p> <p>タイプ3：食性、交雑性、移動(拡散)性等からみて、導入した場合に我が国の生物多様性に対する影響が生じる懸念が大きいものとして指定する分類群(*1)に含まれる種。ただし、生物多様性への影響が他法令により判断されているもの等(*2)は対象外。</p>
国外在来種の分布域外導入	全域	国外にも分布する在来種のうち、国外から導入した場合に我が国の生物多様性に対する影響が生じる懸念が大きい種(亜種)又はその近縁種。
在来種の分布域外導入	一般地域(重要管理地域以外)	例えば、ある都道府県において生物多様性に影響を及ぼしている、又はそのおそれの高い在来種(亜種)及びその近縁種。(都道府県ごとに指定。)
	重要管理地域	それぞれの地域に生存している種(亜種)以外の種(亜種)。

(\*1) 指定する分類群は、当面、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫類とする。なお、維管束植物については、種リストの作成に時間を要すると考えられることから、当面の間、指定外とする。

(\*2) 対象外とするのは以下のもの。

1. 我が国において永年にわたり自然環境下で飼育されている実績があり、定着しても生物多様性への影響は極めて少ないと認められるもの(例えば、これまで生物多様性への影響が確認されていない家畜あるいは家禽)。

2. 生物多様性への影響について判断済みであるもの。

既に移入種対策としてリスク評価を行い、無条件で導入(使用)が承認されているものについては、改めてリスク評価を行うことは不要とする。

一定の導入(使用)条件の下で承認されているものについては、その承認されている導入(使用)条件(導入地域、使用施設等)に従う場合には、導入者(使用者)が異なってもリスク評価を不要とし、使用条件が異なれば、導入者(使用者)や導入する種が同一であっても改めて評価することを必要とする。

なお、リスク評価の対象種の特定にあたっては、生物学等の研究者、生物の産業利用等の専門家の意見を聴いて行うほか、パブリックコメントの実施等により広範囲からの意見聴取に努めるものとする。

また、科学的知見の集積等に応じて、リスク評価の対象となる種の範囲の見直しを適宜行うものとする。